

政策評価審議会 政策評価制度部会（第3回）議事録

1. 日 時 平成 27 年 10 月 6 日(火) 10 時 00 分から 12 時 00 分

2. 場 所 中央合同庁舎第 2 号館 第 1 特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之政策評価審議会長、谷藤悦史部会長、藤井眞理子部会長代理、牛尾陽子委員、田中弥生委員、薄井充裕臨時委員、白石小百合臨時委員、森田朗臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員

(総務省)

新井行政評価局長、讃岐官房審議官、古市官房審議官、吉開総務課長、中井企画課長、菅原政策評価課長、平野企画課企画官、川村政策評価課企画官、山田政策評価課企画官、飯塚客観性担保評価推進室長

4. 議題

1 目標管理型の政策評価の改善方策の検討

2 規制に係る政策評価の改善方策の検討

3 その他

(1) 平成 27 年度における政策評価の点検

(2) 政策評価ポータルサイトの利便性向上等

5. 資料

資料 1 - 1 目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討状況

資料 1 - 2 目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討について（谷藤主査提出資料）

資料 2 規制評価ワーキング・グループにおける検討状況

資料 3 平成 27 年度における政策評価の点検

- 資料4 政策評価ポータルサイトの更なる利便性の向上等の取組
- 資料5 次回以降の審議日程
- 参考資料1 政策評価制度部会関係資料
- 参考資料2 政策評価制度について（概要）
- 参考資料3 政策評価制度部会における当面の取組事項（第2回政策評価審議会資料）
- 参考資料4 目標管理型の政策評価について（概要）
- 参考資料5 目標管理型の政策評価の点検結果
- 参考資料6 規制の事前評価の点検結果について（第2回政策評価審議会参考資料）

6. 議事録

（谷藤部会長） 第3回の政策評価審議会政策評価制度部会を開会します。

本日は、目標管理型の政策評価及び規制に係る政策評価の改善方策を中心に審議します。本件は、5月12日に開催しました第1回政策評価制度部会において設置いたしましたワーキング・グループにおける検討状況については、当部会に報告いただいた上で、議論していただくということになっております。

それでは、一つ目の議題でございます目標管理型の政策評価の改善方策の検討につきまして、これまでの検討の経緯を含めまして事務局から説明をお願いしたいと思います。事務局から目標管理型の政策評価の改善方策について、どのような進捗状況にあるのか説明をお願い申し上げます。お願いいたします。

（菅原政策評価課長） それでは、事務局から目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討状況について御説明いたします。目標管理型評価ワーキング・グループにつきましては、これまで6月9日と7月7日の2回開催し、この中で目標管理型の政策評価に係る課題や、ワーキング・グループにおける検討の進め方などについて御議論をいただいたところです。

課題は幾つもございますが、本年度につきましては、まず目標設定の課題について重点的に検討していただくことにいたしまして、個別事例に即して具体的な改善方策を検討するため、各府省の施策の中から抽出した40件の事前分析表について、ロジック・目標が適切であるか、目標が明確で検証可能となっているか、目標管理型の政策評価になじむ施策

であるか等の視点から、目標管理型評価ワーキング・グループの先生方に個別の事前分析表を見ていただき、御意見をいただくようお願いしているところです。ワーキング・グループはこのような検討状況ですので、本日の部会におきましては、ワーキング・グループにおいて事務局からお示した目標管理型の政策評価の課題と検討事項と、これまで2回のワーキング・グループにおける主な御意見を御紹介いたしまして御議論いただければと考えております。

それでは、資料1-1を御覧ください。1ページ目は第1回の目標管理型評価ワーキング・グループにおきまして事務局から説明したものでございます。あくまで事務局として考える課題、検討事項というものですので、当然のことながら今後ワーキング・グループにおける議論によって検討事項も変わり得るということとお聞きいただければと思います。

まず、目標管理型の政策評価に係る課題について、資料1-1の(1)の目標設定の在り方につきましては、目標管理型の政策評価はあらかじめ目標を設定し、その目標の達成度合いを評価するというものですので、そもそも目標設定に問題があるとその実績を測定して評価しても真に役に立つような評価にはならないということになります。したがって、目標設定に問題がないかどうかというのをよく見ていく必要があるのではないかと考えております。各府省の事前分析表の中には、例えば評価のための測定指標の設定になっていて、本来その政策が達成すべき目標とかい離しているのではないかと、つまり測定が可能なものを指標に選んでいるのではないかとというようなものが見受けられます。あるいは目標管理型の政策評価の実施に関するガイドラインでは、目標については、いつまでに何について、どのようなことを実現するのかということを示すこととされていますが、必ずしもそのようになっていないものが見受けられます。

(2)の施策の分析方法につきましては、政策評価書では施策の分析を行うよう努めることとされていますが、例えば目標が未達成の場合の原因分析や、達成手段が当該目標の達成に寄与しているのかといった分析が十分に行われていないのではないかと問題意識を持っております。

(3)のロジック・モデルにつきましては、事前分析表の中で施策の目的、目標、測定指標、達成手段ということは一応整理されていますが、必ずしもその目的と目標、達成手段の関係が論理的でないものや、そのロジックが目標設定や施策の分析に生かされていないのではないかと問題意識でございます。

(4)の目標管理型の政策評価になじまない施策に係る評価手法につきましては、従来、各府省が実績評価方式により評価していた主要な施策の評価につきまして、平成24年度に目標管理型の政策評価が導入されたことにより、この方式によって評価されるようになりましたが、各府省の主要な施策の中には、例えば法律に基づいて淡々と事務を執行するような施策や、目標が設定しにくい施策もあるのではないかと。必ずしもあらかじめ目標を設定し、その達成度合いを評価するという目標管理型の政策評価になじまない施策もあるのではないかと。そのような施策についてはどのような評価手法をとるべきかという問題意識でございます。

(5)の政策評価と行政事業レビューとの連携の在り方につきましては、平成25年度に事前分析表と行政事業のレビューシートの事業名と事業番号を共通化しまして、施策と事務事業を一体的に把握できるようにするとともに、それぞれの内部での手続、例えば有識者からの意見聴取を合同で実施するなど、作業プロセスにおける連携も図ってきたところですが、例えば行政事業レビューにより事務事業の見直しが行われたのに、政策評価では見直しが行われていないとか、またはその逆といったような場合など、政策評価と行政事業レビューとの実施に当たって連携が必ずしも十分行われていないのではないかとという問題意識でございます。

(6)のその他につきましては、現行の政策評価が各府省担当者にとって相当の作業負担になっているということも踏まえまして、具体的な目標設定や施策の分析手法についてのマニュアルを整備できないかとか、どのような施策も一律に評価するのではなく、重点化・効率化によって評価のメリハリをつけるべきではないかといったようなことが事務局として考えている課題でございます。

これを踏まえまして目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討課題でございますが、ここに掲げられています資料1-1の(1)から(5)までのうち、本年度につきましては、まず(1)の目標設定の在り方について重点的に検討していただきたいと思っております。

次に資料1-1の2ページ目についてですが、これまでのワーキング・グループにおける主な御意見につきまして、項目ごとに整理したものです。簡単に御紹介いたしますと、まず検討の目的としまして、政策評価を政策の見直し・改善に資するものにした。検討の基本的な立場としまして、新たに負担を増やさない。あるいは事務局資料の検討の視点にとらわれず、様々な観点から検討すべきだ。政策評価の類型化については、政策評価の

目的に効果的・効率的な行政の推進と国民への説明責任という二つがございますが、必ずしも両方を満たせないような政策もあるのではないかと。それから、目標設定に関しましては、大きな視点からの整理や各省のミッションとされた範囲での目標設定が必要である。あるいはロジックがしっかりしていないといけな。測定指標の設定につきましても、無理に定量化するより定性的な目標のほうがよい場合もありますが、定性的な目標についても検証可能なものであることが必要です。

資料1-1の3ページにつきまして、施策の範囲について、範囲の狭い施策のほうが目標管理型の政策評価になじむのではないかと。あるいは政治的要素が強い施策についての扱いについても検討が必要ではないかと。それから、目標と手段の関係でございますが、目標がはっきり決まっています、手段を動的に選択する施策が目標管理型の政策評価になじむのではないかと。一方、はっきり目標が決まっています、ある程度評価に時間を要するというのと、毎年変わっていく予算というものの対応関係についてどう考えるべきかと。それから、ロジックをはっきりさせて有効性をしっかり分析すれば、よりよい他の手段も見えてくるのではないかと。あるいは考え方としまして、政策評価というのは、必ずしも各府省の通信簿というものではなく、そのようなイメージを払拭したい。それから、最後のほうには目標管理型の政策評価になじむか、なじまないかについての御議論をいただいたときに、そもそもその目標設定の困難性、成果の掘り下げ、定量化、評価期間などの観点から考えたらどうかといった御意見をいただいております。

資料1-1の4ページ目でございます。今後の検討予定ですが、まず、現在目標管理型評価ワーキング・グループの先生方へお願いしております個別の事前分析表についての御意見を整理した上で、次回以降のワーキング・グループで目標設定について御検討いただきます。また、ワーキング・グループでは各府省からヒアリングを実施したらどうかというようなお話も頂いております。どのような形にするにせよ、各府省の実情も踏まえた上で本年度は目標設定に係る具体的な改善方策を取りまとめていただきまして、政策評価制度部会、政策評価審議会での御審議を経た上で各府省に今年度の成果物として提供してまいりたいと考えているところです。

事務局からの説明は以上でございます。

(谷藤部会長) どうもありがとうございました。

先ほどの説明にもありましたように、40についての様々な施策の事前分析表を目標管理型評価ワーキング・グループの先生方にこの夏、全部チェックしていただきました。それ

は、目標管理型の政策評価が導入されて以降、どのような状況になっているのかを実際に目にさせていただいて、目標設定が正しくなされているか、目標管理型の政策評価になじんでいるのか、行政事業レビューとの連携等、政策評価と関連性がきちんととれるようになっているのかを中心に検討いただきました。大変ありがとうございました。

私の受けた印象を少しだけ申し述べますと、目標管理型の政策評価のフォーマットはきちんと形成されているようですが、そのフォーマットは、まだ少し説明的で、国民に対する説明責任という点では説明が多すぎて分かりにくいところが若干見受けられ、もう少し的確な表現の仕方というものを工夫すべきではないのかという感じがいたしました。それから、先ほど説明にもございましたように、法律に基づいて淡々で行う事務につきまして、日常的なチェックで効果を図るだけで十分であり、目標管理型の政策評価にはなじまないようなものを目標管理型の政策評価の中に含めているというような状況もございました。

今まで500施策、5000事業につきまして何らかの形で目標管理型の政策評価に押し込めるという状況になっておりましたが、私の印象といたしましては、目標管理型の政策評価になじむ施策を重点的にピックアップし、少し整理をして、全てを目標管理型の政策評価の対象にせず、政策評価のメリハリを少しつけていくような作業が必要ではないかという印象を持ちました。こうした問題につきましては、今後とも各委員の先生方と集中的に議論をいたしまして、部会に報告をしたいと思います。とりもなおさず、各府省が、目標管理型の政策評価のフォーマットに対してどのような印象を持っているのかということは、きちんと聞き取り調査をして、実態を把握する必要があるのではないかとすることを強く印象として持っております。

以上、補足的な説明としたいと思います。

それでは、目標管理型評価ワーキング・グループの御担当でありました委員の中から、補足すべき事項がありましたら御自由に御発言をお願いしたいと思います。

小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) 専門委員を務めております鳥取大学の小野でございます。私も一通り作業をしまして、総論的な印象だけ少し申し上げたいと思います。

各府省の作業負担も多いという話もある一方で、日ごろから時々、いろいろな各府省の評価情報を見ておきますと、やはり政策評価、特に目標管理型の政策評価の成果といたしまししょうか、負担がかかっているわりには成果がそれほど出ていないといたしまししょうか、費用対効果あまりよくないと考えているところがあります。40施策のうち、私は、直接に

は20施策を見ましたが、やはり様々な課題があると感じました。そもそも目標管理型の政策評価がなじむ施策か、なじまない施策か。なじまない施策もやはりあると思いますし、それから一方、現状のフォーマット、あるいは目標管理型の政策評価のルールに沿って、もう少しきちんとできる施策もあるのではないかと。

一方で、いわゆる記入内容の品質というか、そのようなものが評価指標なども含めまして今一つというものもあると同時に、目標管理型の政策評価は恐らく当てはまるのですが、現状の目標管理型の政策評価のフォーマット、標準のフォーマットと各府省がカスタマイズしている部分がありますが、現行のフォーマットなりルールがうまく適合していないのではないかなと思うようなものも結構あるような気がしまして、その辺りについて細かくは申しあげませんが、事前分析表を中心に非常にたくさんの課題がありました。事前分析表は政策評価書本体や行政事業レビューとの関係も必然的に出てまいりますから、やはり事前分析表を見る過程でいろいろなものと絡んで、複合的な課題があると改めて痛感したということでございます。

以上です。

(谷藤部会長) どうもありがとうございます。

そのほか先生方から御意見はございませんでしょうか。藤井部会長代理。

(藤井部会長代理) 特に補足はございません。

(谷藤部会長) 森田臨時委員、どうぞ。

(森田臨時委員) よろしいですか。私も夏休み中、幾つかの事例を見ましたが、やはり切り口といいましょうか、それをもう少し整理してみないと、目標というものの捉え方もいろいろありますし、また、その目標を達成するための行政的な施策との因果関係、ロジック・モデルと言われている部分ですが、必ずしもはっきりしていないものがありますし、それをさらに分析していきますと、これは私自身もまだ検討中ですが、類型が違うであろうと思われるものがあります。

例えば私の担当したところだと、振り込め詐欺を減らすために警察が様々なことをやっていたらっしゃる。この場合には、それが減ったかどうかというかなり明確な指標で評価ができるし、結果も分かると思うのですが、他方では地方創生とか、科学技術の振興とかということになりますと、何を以て目標を達成したと言えるのかということ自体が分かりませんし、その中に様々な具体的な施策が束ねられているというものもありますし、もう一つ、私の担当になって非常に困ったのは、この政策評価自体についても目標管理型の政

策評価をしろというのですが、一体どのような状態を目標として設定したらいいのか。

今申し上げましたように具体的に課題解決というものを目指している政策と、大きく国が発展することを目指す政策というものと、今の政策評価もそうですが、行政制度そのものがうまく動くように、稼働するように作られている政策があると思ひまして、それ以外にもあるのかもしれませんが、それらを類型化して、その目標の次元等を調整しませんと、要するに、アウトカム指標に対して、その行政活動のいわゆるアウトプットというものがどれくらい貢献するかという、その辺を見極めませんと、むなしい努力を随分することになるかと思ひます。

その辺りにつきまして、それぞれの担当の府省の方で、もう少しそのロジックといいましようか、最終的な社会的な成果を出すために、各府省がやっているお仕事がどのような意味を持つのか。その因果関係の中でどのような位置付けになるのか。そうしたことについてきちんと把握できるような、そうした評価指標というか、フォーマットのようなものを考えていく必要があるのではないかとこのところまで感じましたが、具体的にどのようにそれを設定するかは、まだこれからの課題です。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

それでは、ここからは目標管理型評価ワーキング・グループのメンバー以外の委員からの御意見を賜りたいと思ひます。自由に御意見や御質問をしていただいて結構でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(薄井臨時委員) 質問も含めてよろしいでしょうか。

(谷藤部会長) はい。どうぞ。

(薄井臨時委員) どうもありがとうございます。大変難しいテーマに各委員の方々が、よく取り組まれているというのが理解できました。意見というより質問かもしれないのですが、二つ問題意識があります。

第一は、「目標設定」の問題です。これは、ハードルの高さ・低さといひますか、目標の難易度と、その難易度との兼ね合いにおいての達成度をどう考えるかという問題です。すなわち、難易度を低く設定しておけば達成度は当然高く見せることができるし、逆に極めて高い難易度に挑戦するとすれば、その達成度は低くても仕方がないということもあろうかと思ひます。したがって、明示的にどこまでクリアにできるかは分からないのですが、やはり難易度と達成度の関係、相関性ということを考えておく必要があるのではないかと思ひます。そうした点について、御検討状況などを教えていただきたいと思ひます。

第二は、これは僕の勝手な意見なのですが、やはり一体何のために政策評価をやるのだろうかということを考えると、ひとつの目的として「政策の品質を上げる」という視点があると思います。やっている仕事の内容は同じだが、そこに品質を上げるという発想があるのかどうか。もしも、それがあるのであれば、民間の、例えば品質管理の手法が参考となり、かなりいろいろな点で民間のノウハウや、あるいは実例を応用することができる可能性があるのではないかと思います。

またもう一つ、本日の御議論にもあるとおり、「政策の効率化を達成する」のだという観点に立つのであれば、合理化や省力化のためのツールが必要ということが導かれ、これもしろいろなテクニックが使えると思います。したがって、横串的なこのような観点でチェックをしてみてもどうかと思うのですが、その辺についても、もし目標管理型評価ワーキング・グループ等で御検討の状況があれば教えていただきたいと思います。

(谷藤部会長) まず、事務局から少し回答をお願いいたします。

(菅原政策評価課長) まず、1点目の目標設定の難易度によって達成度も違ってくるということでございますが、これは参考資料5のところ目標管理型の政策評価の点検結果というものを付けさせていただいております、その1ページ目のところに評価結果の標準化ということで、前の政策評価・独立行政法人評価委員会の際に、目標の達成度合いについて、それまで標語が各府省ばらばらだったものにつきまして、それぞれ共通の5区分を設けることといたしました。その際に目標が超過達成になっていけば、これは必ずしも成績がよかったというものではなく、もともと目標設定が達成できる水準であって、目標が低過ぎたから超過達成できたのではないかと考えられます。必ずしも上に行けば行くほどよく頑張ったというものではないですよというのは、当時のワーキング・グループで相当御議論があったところです。

政策の見直し・改善を図っていくというためには、達成できる水準を前提として目標を設定するといったことでは施策の見直しにはつながらないのではないかと問題意識は持っておりますが、各府省の個別の施策の達成目標について、それ自体が低いか、高いかということをおどもの点検の際に見ているわけではなく、具体的に今、委員の方々に御検討いただいているという状況でもございません。

それから、2点目の政策評価の目的といたしまして、政策評価法では効果的・効率的な行政の推進ということと、国民への説明責任を全うするという二つが政策評価の目的になっておまして、今、薄井臨時委員のお話にありました政策の品質を上げるとか、効率化

をするというためのものであるべきだと思っっているところでございます。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

今の御説明にもありましたように、難易度については大変意識しておりまして、5区分でもって一応統一的に把握するのだと。それから、目標を超過達成しているからいいというようなことではないのだと。目標を超過達成したときに、なぜ超過達成したのか、あるいはほとんど目標に向かっていないということが分かったら、なぜ向かっていないのかを分析する手段として事前分析表を使っただけで、設計していたわけなのです。今回の点検に当たっても、事前分析表がそのようになっているかをチェックしていこうと考えておりました。事前分析表の目標の達成度合いが、相当程度進展がありというようなことになっておりますものが圧倒的でございます、そうなりますと分析がそこで終わってしまうことになっておまして、深堀の分析をしない問題が若干あるのかなというような感じがいたします。

2番目の問題として、政策評価は何のためにあるのか。一つは効率化だとか、経済性をきちんと達成するというような目標を意識してまいりました。それはきちんと行われているのかという問題。それから、予算の改善、品質、あるいは新しい政策開発につながっているのかという問題です。各委員から出ておりますのは、政策評価が政策評価として完結してしまっ、算管理の問題や次の政策開発につながっていないのではないかというような意見は出ております。まだ統一的な結論には至っておりません。その段階にありますということだけ申し述べておきたいと思っいます。

(田中委員) よろしいでしょうか。

(谷藤部会長) 田中委員、どうぞ。

(田中委員) 部会長、ありがとうございます。今、薄井臨時委員がおっしゃられた2番目のコメントは、いわゆるクオリティーのコントロールということもありますが、もう1点、民間的な手法や発想をもっと学んだり、取り入れたりしたらいいのではないかという御指摘もあつたと思っいます。この点については二つのことを申し上げたいのですが、そもそも評価というのはニューパブリックマネジメント、顧客主義、あるいは成果主義、競争的のような民間的な発想を行政に入れるという考えから生まれておりました。その意味でそもそも評価を導入したこと自体、民間的な発想を取り入れてゆくことの表れだと思っいます。ただし、そうではあります、やはり企業と行政を比較してみますと、あるいは私が従事しているのは大学ですが、両者では明確な統一されたボトムラインがあるかないかと

いうところで大きな違いがあります。民間的な手法を取り入れる際には、それを鵜呑みにするということではなく、企業と行政の違いをはっきりと認識した上で上手に取り入れていないといけないのではないかなと思います。

以上です。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

薄井臨時委員、加えて何かございますか。

(薄井臨時委員) いえ、結構です。

(谷藤部会長) よろしいでしょうか。それでは、その他の委員の方から御発言をお願いしたいと思います。白石臨時委員、どうぞ。

(白石臨時委員) 目標管理型評価ワーキング・グループの委員の方々が非常に御苦労さわれていただいているということは感謝申し上げたいと思います。全然違う視点からかもしれないのですが、そもそも目標を決める一番大きな目的の一つは、その施策を行う官庁で、みんなで目標を共有化することが一つの大きな効果だと思うのですね。目標管理型の政策評価について、その目標が達成できたかどうかという事後のチェックも非常に重要だと思うのですが、そもそもこれが目標なのだを決める事前のところでは何か工夫みたいなものがありましたら、教えていただけたらと思います。

(谷藤部会長) 目標の設定ばかりではなくて、目標を各府省の中でどのようにして共有しているのか、そのような共有の仕組みということについて、事務局から何か説明がございましたらお願いします。

(菅原政策評価課長) 我々行政官からしますと、何のために、何に向かって施策をやっているのかというと、これまではその組織に与えられた任務と所掌事務しかなかったわけですが、恐らくこの事前分析表を導入するようになりましてから、具体的な測定指標も事前分析表に入れられておりますので、どういうことを何のためにやっていくのかということの共有化というのは、少しずつということではあるかと思いますが、進んでいるのではないかと思います。目標の共有化という意味でも、この事前分析表を作ることが役立っているのではないかと考えております。

(谷藤部会長) 何かこれについて意見がございましたら。藤井部会長代理、どうぞ。

(藤井部会長代理) 意見というよりまだ感想の域を出ていないのですが、今御指摘のあったような府省としての大きな目標とか、大きな政策というのをこの事前分析表の評価の項目として一つ立てているというような例もあります。それとは逆に、先ほど例がありま

した、例えば振り込め詐欺だとか、あるいは特定の広報に関するアクセス数などの例もあり、非常に様々な次元で事前分析表の単位が構成されています。単位が大きくなればなるほどテクニカルには難しいというか、ここでイメージしているようなものとは少し違うのではないかなという感じもあります。どのような単位で目標管理をするのかというのは、私自身、答えが出ていないのでまだ難しいのですが、省全体に係るような非常に大きな目標というのは、目標管理型の政策評価の手法が想定している世界となじみにくい面もあるのではないかなという印象を持っています。

もう一つ、白石臨時委員が御指摘になった点で私も非常に重要だと思うのは、事前分析表というのは一定のフォーマットがあって、それを読んでどれくらい分かるかということとで拝見させていただいているのですが、他方、それを作る過程とか、あるいは使って各府省がマネジメントなり政策の実際の改善にどう役立ててきたかというのは、現時点では事前分析表からは必ずしも分かりません。ヒアリングという話が先ほど出ていましたが、こう整理した結果、議論の過程で次の見直しにこのように役立ったとか、そのようなことがあればまた意味も少し違うのだと思います。標準様式というのは、そんなに細かいことを説明できるような体裁ではないと思いますので、また、そうなる経緯の説明などが難しく、それから、多くの施策は、ほかの閣議決定や全体の政策体系の中から、その政策が来ているというような説明が書いてあるなどでなかなか難しいのですが、実態としてどううまく使われているかという部分は、もう少しヒアリングなりを通じて私どもも把握する必要があるのではないかなという印象を持ちました。

(谷藤部会長) どうもありがとうございます。

まさに今おっしゃったことが、40の事前分析表を見ても分かりまして、非常に大きな単位の施策や、非常に細かい単位の施策があり、細かい単位の施策については結構ロジックがしっかりして分かるのですが、施策の単位が大きくなればなるほどロジックが非常にオブスキュアになって、何でもってそれを測るのかということが非常に曖昧になってくる。そのようなものが事前分析表に混在化しているという感じがありまして、それが先ほど事務局からありましたように、本当に目標管理型の政策評価になじんでいるのかというような印象にも若干なっております。そして、事前分析表が次の政策開発などに役立てられているのかというようなことが、つまり、政策評価が政策評価だけで終わってしまっているのではないかなという実態を、少しヒアリングでもって把握していく必要がある段階にあるということです。

白石臨時委員がおっしゃったように、目標が共有化されているかどうかについては、ワーキング・グループでも今後の検証になっていくだろうと思います。

加藤専門委員、どうぞ。

(加藤専門委員) ありがとうございます。実は、先ほど藤井部会長代理が言われたこととほとんど同じことを考えていたので、あえて少し違うことを申し上げます。政策の単位が大きくなると政策評価が難しくなることが先程来何度か指摘されており、それを調べるためにはヒアリングが必要だと私も考えるのですが、そのヒアリングの方法にはかなり工夫をする必要があるように思いました。政策単位が大きいと必然的に多くの意思決定の段階を踏むことになるので、行政内の組織構造がどうなっているのかや、意思決定構造がどうなっているのかという、府省ごとに違っている意思決定の仕組みをうまく理解する必要が出てくるからです。これは結構難しいことかもしれないという印象を持ちました。どの部署から話を聞き始めれば全体像が見据えられるのかというヒアリングの戦略を各府省の方とも協力しながらうまく設定するといいい印象を持ちました。

以上です。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

御意見として伺っておけばよろしいでしょうか。

(加藤専門委員) はい。結構です。

(谷藤部会長) そのほかの先生方から御意見はございますか。岸本専門委員、どうぞ。

(岸本専門委員) 規制評価ワーキング・グループをやっている東京大学の岸本と申します。通信簿みたいな形ではなくてという話があったと思うのですが、参考資料5を拝見していると目標を超えたらAで、達成したらBなど、A、B、Cみたいな評価がされていたと思うのですが、A、B、Cという表現が通信簿っぽいと思って、何か評価結果の表示の仕方をもう少し通信簿っぽくないような形にしたらどうかというのは少し思いました。

後で出てくる規制の事前評価もそうなのですが、せっかくこのようなツールを新たに作るのだったら、使うのは府省だと思うのですが、やはり使ってもらう方々がむしろ役に立つという、押しつけられたのではなくて、自分たちの仕事に非常に役に立つのだと思ってもらうことが大事だと思うのですね。民間の企業でも、私が前にいた研究所でもそうでしたが、自分の1年間の目標をあらかじめ目標を設定して、年度末にどのくらい達成したか評価するといった作業は、義務づけられなくてもある程度、本来だったらどこの組織でもやっていると思うので、その辺りとうまく連携していく方法を、これは規制評価ワーキン

グ・グループでまさにそのようなことを今考えているのですが、できないかと思いました。

以上です。

(谷藤部会長) 事務局から何らかの説明ございますか。よろしいですか。

(菅原政策評価課長) はい。

(谷藤部会長) では、森田臨時委員、どうぞ。

(森田臨時委員) この政策評価の制度ができてから、ずっと議論されていることなのですが、確認しておいたほうがいいというのは、この制度そのものといいたいまいしょうか、政策評価というのは一体どのようなことなのかということです。そもそも我が国の制度を考えたときには、それぞれ政策を作っている府省が自分たちのやっていることについて、自ら少し客観的な基準に従って評価をしていく、そして政策改善に結びつけるというものだと思いますが、社会的に政策評価と言われているものの中には、例えばそれが国民の目線から見て、自分たちに対するサービスが質の高いものかどうかという評価であるとか、あるいは予算上の執行で効率的に使われているかどうかという会計検査的な評価であるとか幾つかあると思います。これは評価の主体と狙いを何にするかによって違っているのですが、端的に申し上げますと、我が国の政策評価法というのは、そこが必ずしも明確になっていない。

そのために何が目標であるかというような話になりまして、最初のケースについて、要するに企業で言いますと、どうやって自分のところの商品開発をしていくかというところについて、自己評価をするわけですし、2番目の点は、要するに顧客満足度の評価になりますし、3番目はまさに会計的な、経理的な評価になるのですが、これが渾然一体としております。最初のパターンですと自分たちで自分たちの目標を設定するという形になると思いますが、2番目だったら、目標は外から付与される。その辺を分けませんと一体目標が何なのかというものはっきりしないところだと思いますので、これ自体は制度を変えないと根本的には解決しないのですが、少なくとも評価をするときには自覚的にどのような評価なのかということはきちんと認識、共有する必要があるのではないかと考えております。

鍵になりますのは、やはり政策評価法の政策の概念自体が必ずしも明確ではなくて、それぞれの府省の方が、いわば降ってくるような認識をお持ちになっているとしたら、そもそも無理だとは言いませんが、非常に難しいことを要求されている場合にはどう評価をするかという、その辺について戸惑われるところがあると思います。したがって、できれば

少しその辺につきまして整理をして、評価というのはこのようなものであり、このようなものが目標であると示すことができれば、もう少しすっきりした形でのこの政策評価制度が動くのではないかと考えておまして、ワーキング・グループの仕事を増やすことを提案するつもりはございませんが、少しそうした認識を共有できればと考えております。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

政策評価法そのものの問題を議論するということになりかねないという状況になっていくのかなと。作業をやりながら、そんな感想を持っておりますが、岡会長の方から何か御意見はございますか。

(岡会長) ありがとうございます。皆さんのお話を伺っていて、大変難しいテーマだなと思いつつも少し考えたことをお話しさせていただきます。最後に森田臨時委員が整理整頓され、目標管理型評価ワーキング・グループの御報告の中にもありましたが、評価という観点で政策を一括りにすることは無理なのかなと。幾つかのタイプがあるのかなという思いをしながら聞いていました。

全体の政策評価というところは変わらないのですが、実際の評価をするに当たっては、政策を分類して、その政策の何を評価するのかが分かってくると、目標の立て方、あるいは目標に対する評価の仕方がもう少し見えてくるのかというような気がいたします。それと、メリハリについては、すべての政策について、目標管理型の評価というやり方がなじむのかなじまないのかという指摘も頂いておりますので、その辺を考えていくと、一度、政策を分類して、評価の仕方もその分類ごとに多少変わるようなことも考えてみる必要があるのかなと。その辺の方向性を出すに当たっても、現場のお話をヒアリングして、その上で検討を深めていくというような感じなのかなと思いました。

以上です。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

議論はなかなか尽きないので延々と続くのですが、今、岡会長が言われたことにつきましては、若干、中長期のいわば総合評価方式の評価をどう捉えるかという問題にもかかわってきます。目標管理型の政策評価と中長期の総合評価方式の評価をどうするかという問題、そのすみ分けをどうするかという問題にもかかわってくる。先ほどからお話ししているように、現在の目標管理型の政策評価に混在しているということで、少し整理は必要かという印象を持っているということだけをこの段階では報告させていただきたいと思えます。

本日の次の課題がございますので、次に移りたいと思います。規制に係る政策評価の改善方策の検討について、これまでの検討の経緯を事務局から説明願います。

(菅原政策評価課長) 規制評価ワーキング・グループにおける検討状況につきまして、事務局から御説明をさせていただきます。規制評価ワーキング・グループですが、こちらは6月5日、6月26日、8月28日と3回ワーキング・グループを開催しておりまして、本年度の成果物のイメージを共有していただくとともに、こちらの方のワーキング・グループにつきましても先生方には大変お手数をおかけしておりますが、各府省の評価書から30件の評価書を抽出いたしまして、個別に内容をチェックしていただいているところでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。まず1ページ目ですが、規制の事前評価は平成19年10月から義務付けられておりまして、その概要についてまず簡単に御説明をさせていただきます。

まず、規制の事前評価の目的としまして、その事前評価を行って結果を公表することを通じまして、規制の質の向上を図るということと、利害関係者のみならず、広く国民の理解を得るために事前評価を行っております。評価の対象は法律又は政令による規制の新設又は改廃、規制を作るだけではなくて緩和の場合や廃止の場合も対象となります。それから、評価書の公表時期でございますが、法律による規制の場合につきましては、その法律案の閣議決定のときまでに、政令による規制の場合には行政手続法に基づきます意見公募手続、いわゆるパブリックコメントのときまでに公表するということになっております。

規制の事前評価の内容でございますが、まず、規制の目的、内容及び必要性ということで、そもそもどのような問題が起きていて、現状を維持した場合にどのような不都合が生じるか。したがって、行政としてどのようなふうに関与していく必要があるのかといったような事柄について記載をいたします。それから、2ポツの費用及び便益の分析でございますが、規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況をベースラインとしまして、規制の新設又は改廃を行った場合との比較をいたします。その結果、規制によって発生または増減するということが見込まれる具体的な費用、便益の要素を可能な限り列挙いたしまして、それぞれどういった主体でどのようなふうにして発生するのかというのを明示いたします。客観的な評価を行うために費用、便益は可能な限り定量化または金銭価値化して示して、できない場合には定性的に分かりやすく説明をするということになっております。3ポツの費用と便益の関係の分析ということで、規制によって得られる

便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうかというのを判断いたしまして、4ポツの代替案についても同様の分析を行った上で、この規制が必要なら必要だという評価をするという内容になっております。

続きまして2ページ目の規制評価ワーキング・グループにおける検討事項でございますが、政策評価・独立行政法人評価委員会の提言にもありますように、費用や便益の定量化、金銭価値化による費用便益分析がほとんどなされていないということでございますので、この分析手法の改善方策について検討をするというのがまず検討事項の1番目でございます。それから、2番目は政策評価が意思決定にも必ずしも活用されていないのではないかなというようにございまして、規制案の検討段階から政策評価が活用されるような方策について検討するというところでございます。

下の方の規制評価ワーキング・グループにおける主な御意見でございますが、1回目のワーキング・グループのときにありました御意見としては、規制の立案過程に評価をどのように仕組んでいくのか、あるいは規制そのもののライフサイクル、必ずしも規制を導入するときだけではなくて、導入した後の状況についても含めて検討を行うべきではないかといった、主に政策評価の活用方策についての御意見でございます。それから、規制を類型化して、類型化に応じて簡便な評価方法を提示することも検討したらどうか。ベースラインの示し方や、費用の積算に係る統一的な考え方、例えば単価というようなものを提示するなど、費用便益分析の前段階である費用効果分析の方法を各府省に示すことも検討すべきではないか。あるいは規制の新設・改廃に至った課題、その課題の原因があつて、その原因のコントロール方法として、その規制がいいのかというロジック・モデルから整理をする必要があるのではないかな。それから、現行のガイドラインには評価書の記載事項が書いてございますが、それだけではなくて具体的に事前評価するに当たってこのような作業をするのだということを記載してはどうかといった御意見を頂いております。

3ページ目でございますが、ワーキング・グループで御議論いただいております本年度の成果物のイメージでございまして、まず上のブルーの部分の個別の評価書の改善方策の提示でございますが、現在、ワーキング・グループの先生方に見ていただいております30件の評価書の中から、改善を要するものを絞り込みまして個別の評価書にコメントを入れた形で具体的な改善点を提案しまして、当該府省に提示するということを考えております。また、下のピンクの部分の評価手法の提示でございますが、これも個別の評価書の具体的な改善方策を検討していく中で一般化して改善方を示せるものについては、基本的な考

え方を取りまとめて、優良事例もあればそれも含めまして、これは当該府省だけではなくて各府省共通で提示していきたいということを考えております。

それから、4ページ目は、各府省に提示をいたします評価手法のイメージでございますが、本年度につきましては30件の評価書を基に特定の種類の規制に係る分析方法、定量化をしなくても良いと思われるものの例示、検討段階で評価を用いる際の考え方について提示をいたしまして、来年度は本年度とは別の分野の評価書を検証対象として改善方策の提示の範囲を段階的に広げていくということを考えております。また、4ページ目の下の方にありますように、個別の評価書の改善方策や、それを一般化した評価手法を検討する中において、評価書の様式の問題点、あるいは検討段階での評価の活用方法、あるいは規制レビュー等の連携などについても中間的な考え方を整理できないかと考えており。

それから、5ページ目でございますが、先生方に見ていただいた30件の評価書の中から絞り込んで検討するものの選定の視点を示したものでございます。上の深掘りの対象選定の視点につきましては、費用、便益の定量化などについてまだまだ改善の余地があると考えられますので、遵守費用の定量化や、便益についての定量化、あるいは代替案の設定、それから、ベースラインの記載方法が十分でないというものも相当含まれておりますので、ベースラインについても取り上げたいと考えております。

下の簡素化の考え方を整理するための対象選定の視点につきましては、費用や便益を定量化しなくてもよいような、簡素な方法で評価すればよいと考えられるものをピックアップしてございまして、規制緩和でかつ費用がない、あるいはごく僅かなものですとか、国際条約や上位法令などによって意思決定の要素が無いもの、あるいは科学的知見に基づいて使用の禁止等を行うものなどがありますので、これらの視点に沿って評価書を絞り込んで今年度の成果物であります個別の評価書の改善方策の提示とそれを一般化した提示の評価手法の提示に向けて、今後、検討を進めていただくことといたしております。

以上でございます。

(谷藤部会長) どうもありがとうございました。

それでは、規制評価ワーキング・グループを御担当の森田臨時委員から補足すべき事項がございましたら、御説明をお願い申し上げます。

(森田臨時委員) 今の報告で大体カバーされていると思いますが、やはり規制の評価といたしますのは一番難しいところがありまして、ある目的を達成するために規制をした場合、それがどのような形でプラス・マイナスの波及効果を及ぼすかということはよく分かりま

せんし、そのこのところについての考え方をもう少し整理する必要があるのではないかと。今、幾つかの事例を取り上げて、それを少し深掘りしてみようということです。

一例を申し上げますと、実際にケースとして検討したのですが、某市で比較的低所得の高齢者の方が入っている施設が火事で焼けて入居者が亡くなりました。それに対してスプリンクラーの設置を義務付けるという規制をする場合どうかということなのですが、スプリンクラーの設置自体は対策になりますが、多分、その施設を持っていらっしゃる場所に義務付けるということは、それだけコストがかかるわけですから、実際にそのようなことが本当にできるかどうか。その規制の遵守率がどれくらい高いか。

規制の遵守率が低くなりますとあまり意味がないわけですし、逆に高めるような形で強く規制を行いますと、そのような施設そのものを閉鎖してしまう。そうすると、そうした施設しか利用できない人たちを追い出してしまうということになりかねない。そうした社会的な因果関係がずっと及ぶわけですし、その中でバランスのとれた形での規制というのは一体どのようなものなのかというようなことを考えていきますと、だんだんと分からなくなってくるのですが、それを少し整理してみようというのが一つです。

もう一つは今もございましたが、規制の中にはいろいろありまして、国際条約で何か禁止されたから、1項目だけ付け加えるというのものもあるのですが、それをわざわざ評価する必要があるのかといたら、それは無いでしょう。そのような意味で言いますと、評価に値するようなものをどうやって選別していくか。そのためには先ほどの目標の管理と似ていますが、規制のタイプによってその重要性和、また、その及ぼす影響などについて仕分けをして、そして本当に重要なものをきちんと評価するという仕組みにすべきではないかということなのです。

3番目の点は、その場合に評価書の書き方を各府省にお願いするとき、あまり負担にならないような形できちんとした情報が提供いただけるような評価書をどう作っていくのかも課題になっておりまして、その評価、最初に申し上げましたように考えていけばいくほど非常に難しい話になるのですが、それを理解するように全部情報を提供してくださいといいますが、それぞれの府省に対して相当負担になってくるということで、いずれも難しい課題ですが、そうしたものを少しずつ整理しながら取り組んでいこうというところでございます。

(谷藤部会長) どうもありがとうございます。

本日は規制評価ワーキング・グループを御担当の岸本専門委員も御出席でございますの

で、岸本専門委員からも補足の説明をよろしくお願い申し上げます。

(岸本専門委員) 岸本でございます。先ほども申しましたが、目標管理型の評価と非常によく似ている問題が多々あると思っています。私の診断というか、現状、うまくいっていない理由として、基本的には実際に規制の事前評価書というものが作られる時期の遅さが一番の根本にあると思っています。これは先ほど話があったように規制の事前評価書の公表時期は、法律による規制だったら閣議決定前で、政令以下の下位法令による規制だったらパブコメ前という定めがあり、そのギリギリに作れとは必ずしも書いていないのですが、結果としてやはりギリギリに出てくる。その際にはほぼ規制の内容が決まってしまう。規制の内容がほぼ決まってしまう中で、もう採用される見込みがない代替案を複数取り上げたり、それぞれの費用と効果をわざわざ定量的に見積もったりするのは非常に負担になる。

そのような意味で、先ほどの目標管理型の政策評価の改善方策の検討のときに僕が少しコメントでお話ししたように、規制を作るという、まさに議論が非常にあるときのたたき台として、非常に早い段階で規制の事前評価書というもののドラフトを作って、そこに複数オプションを上げて、その複数オプション間で議論を戦わせてもらう。その中からいい案を選ぶという、そのような実質的に意思決定に役に立つような形にしたいというのが大目標であります。なかなかそこに至るのは難しいので、先ほどからお話があったように、できる限りその高い壁を低くしていくということを考えています。一つは、「費用便益分析」というと、経済学を知らない人から見たら非常に難しい、ハイレベルなことかという印象を受けるので、メリットとデメリットをできる限り定量化するとか、いろいろな言い方に変えるというのも一つあるかと思っています。

それから、先ほどベースラインという話が出たのですが、やはり多くの規制は1件の事故・事件が起こったことだけをもって規制導入というロジックのものが非常に多い。そうした場合に確かに大切なものもあるかもしれないのですが、たまたま1件起こっただけで実際は滅多に起こらないことかもしれないし、毎年起こるようなことかもしれない。要するにその規制がなかった場合、この先、5年、10年でそのような事故、事件がどのぐらい起こりそうか。あるいは逆に規制を導入することでどのぐらい防げそうかという記述が無いと、費用も便益もまったく推計できないために、そのようなベースラインというのは非常に重要なので、そこをもう少し強調したいなということを考えています。

それから、最終的にはメリハリをつけるために、こういった規制は重点的に規制影響評

価をやるが、こういった規制は簡易なファストトラックとして進んでいいですよというようなフローチャートがあればいいというのと、規制以外の手段、最近、行動科学アプローチとかいろいろありますので、非規制的手段というのもきちんと考えて、例えばイギリスやヨーロッパのガイドラインなどでは、まず非規制的手段で考えて、どうしてもだめなものだけやむを得ず規制するという形に最近ではなっているので、そのようなところも含めてガイドライン化していければいいと思っています。

以上です。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明、それから、森田臨時委員と岸本専門委員からの説明につきまして、各委員の皆様から御質問なり御意見をいただきたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

(薄井臨時委員) よろしいでしょうか。

(谷藤部会長) では、薄井臨時委員、どうぞ。

(薄井臨時委員) どうもありがとうございます。こちらのテクニカルな検討の部分は非常に進んでおられるなという印象を持ちました。ただ、一方で、これについては前の政策目的の評価と違って明快に一つ言えることがあるのは、規制される側の論理、心理、あるいは対応ということについて、もちろんそれを全部採用する必要はないにせよ、少なくとも当該規制についてどのような社会的な反応があるのかということは、事前にインターネットを含めて幾らでも実は聴取することができると思うのです。

そこをどのように織り込んでいき、いや、それはわがままな意見で認めないということもあるかもしれないし、あるいは批判が合理的であれば、それについては規制の見直しの参考にしていくということもあるかもしれない。いわばフィードバック機能といえますか、ここは一番効く部分だと思うので、ぜひそのフィードバックというのを考えていただければと思います。

(谷藤部会長) 田中委員、どうぞ。

(田中委員) 薄井臨時委員と同様、技術的に精緻に詰めていただきまして、ありがとうございます。私は御説明に関連して資料2の2ページと5ページに関して質問させていただきます。2ページの青色のところは規制の事前評価の課題が出されていまして、これは先ほど目標管理型の政策評価の課題がずっと昔から言われていると森田臨時委員はおっしゃっていたのですが、私もこれももうかなり昔から言われている、指摘されていることで

あると認識しております。2ポツの、政策評価が意思決定に必ずしも活用されていないと思われることについては、岸本専門委員から少しその詳細を説明していただいたのですが、そうであればなぜ閣議決定前のギリギリのところではか規制の事前評価書が出されないのかというその原因がないか。そして、1ポツの、定量化又は金銭価値化による費用便益分析がほとんどなされていなかったというのは、一体どこに原因があったのかというところをもう少し御説明をいただけたらと思います。なぜならば、今、これだけ精緻に御検討されていることが、そこでピックアップされる課題に対応しているかどうかということがとても重要になってくると思うからです。これが1点目であります。

それから、2点目が資料2の5ページであります。ある程度分類をして簡素化をできるものはしましようというのが行政側の効率化にとってはとても重要だと思うのですが、例えばこの規制緩和に関しては、私は実は事前の評価よりも事後にそれが本当に達成されているのかとか、どのような社会的なインパクトがあったのか、例えば規制緩和したことによって価格が少しでも安くなったのかとか、競争が促進されたのかというところが幾つもの疑問に思う点もありまして、一体その後どうなったのかというところがとても重要だと思います。そのような意味で、事後の評価がうまくこういった場合、事前評価でやらないのであれば、総務省の政策評価内外でもよいのですが、それが担保される仕組みがあるのかどうかということについても、御議論いただきたいと思いました。

以上です。

(谷藤部会長) 今、2つほどの質問がございましたが、事務局から説明できることはあります。例えば時期の問題とか。

(菅原政策評価課長) まず、そもそも規制の事前評価書を公表する時期がなぜ閣議決定前のギリギリのところなのか、それより前にはできないのかということですが、これは推測ということになりますが、政府として意思決定をするまでには、例えば法律であれば法制局の審査や与党の審査の段階で変わってしまうものもありますので、最終的にその規制を導入するかどうかは確定するのは遅くなるのではないかと思います。一方、岸本専門委員からお話がありましたが、もともと審議会などでどういう対策を採るのかいろいろ議論をしていて、中には代替案を検討している場合もありますが、最終的に議論がまとまったら、まとまった結論だけが評価書に書かれるようになってしまって、その途中段階で議論した代替案などが記載されないまま評価書が出されていることが問題ではないかと思っております。

それから、費用便益分析でなかなか定量化したものが無いというのは、これは従来から指摘されていたわけですが、今回の規制の事前評価書の点検につきましても、第2回政策評価制度部会に御報告いたしました。定量化がされたものは1件しかなかったということでもあります。これについても推測になりますが、一つはなかなか具体的なやり方が分からない、逆に言うと、いろいろこのようなやり方もありますよ、ああいうやり方もありますよということを示していけば、改善される余地はあるのではないかと考えております。また、先ほど岸本専門委員の話にありましたが、事前評価書を最終段階で作っているということもありますので、本来であれば事前にいろいろ検討している中で定量化したものもあるのかもしれませんが、最終的には決まったことだけ書いているということにも原因があるのではないかと考えております。

それから、2点目の規制緩和が一体どのような効果を上げたのかというのは、ものによってはそのような効果を出している府省もございしますが、規制の事後評価でそのようなものがあったということを例えば公表するとかというような仕組みには今現在なっておりません。

(谷藤部会長) これは先ほどの薄井臨時委員の御意見にもかかわりますが、社会的な効果を測るというような制度設計には必ずしもなっていないということでしょうか。森田臨時委員から補足的な説明があればお願いします。

(森田臨時委員) 今の田中委員の御質問のところに关しますが、これはやっぱり元を正せば政策を作るときにきちんとエビデンスに基づいてどのような政策が効果のある政策であるかという評価をしながら、評価の結果に基づいて政策が作れる、そのようなことをやっていないと思うのです。政策評価審議会がいろいろ重要な役割を果たしているのはそのとおりだと思いますが、そうしたいい方法がなかなかできないというのは確かで、どちらかという、そちらで決まったものが後から、これはいいんじゃないですかという形で評価をする。しかし、その手法もないとすれば、評価が義務付けられている以上は何らかの形での評価書を作成しなくてはならないということが現実だと思います。

では、政策を最初に作る段階からそうしたエビデンスに基づいてきちんと評価をしながら、有効な政策が作れるかという、これまたなかなか手法は難しいのですが、私自身はもう少しそのような姿勢で取り組めば、現在の経済学もそうですし、いろいろな手法を使えばあらかじめ有効な政策というのは、かなり絞り込めると思いますし、そうした手法を使って政策を作り、そのときに何を考えたかというのをそのまま評価書につければ、そ

れがかなり有効な情報になるのではないかと思います。

あと、田中委員の2点目の御質問につきましては、規制評価ワーキング・グループはそもそも事前評価をどうするかということを検討しているワーキング・グループだと認識しておりますので、事後評価はむしろ目標による管理が達成されているかどうかの話かという気もいたします。その意味ですと、もちろん事後評価があってフィードバックがされるべきだと思いますが、今のところはそこまで必ずしも検討していない。むしろ、事前評価をどうするかということを検討しているところだと思います。

それから、薄井臨時委員の社会的な反応の話、これは非常に重要なのですが、これも難しいところがありまして、例を挙げますと、あるワクチンがある病気に対して非常に有効ではないかというときに、副作用と思われる症状を示す人が一部で出てきた場合に、その副作用が非常にクローズアップされますと、規制の有効性のほうが打ち消されるとは言いませんが、なかなか客観的な評価というのはされなくなってしまう。

だから、999人か9,999人の人にとって効果があって、1人だけ副作用が出るというような薬の場合、何をもちきちんとした評価をするか。それは本来であれば科学的エビデンスに基づいて、リスクはリスクとして受け入れなければならないという判断もあり得ると思いますが、そうしたネガティブな面がクローズアップされたときに、それに過剰に反応しますと、むしろ政策そのものをゆがめてしまうということにもなりかねないということです。御指摘は大変重要なことだと思いますが、むしろ、できるだけ客観的、科学的にどのような結論を出していくか、そしてそれを評価としてオープンにしていくということが重要ではないかと思っております。

(谷藤部会長) そのほか、御意見ございますか。加藤専門委員、どうぞ。

(加藤専門委員) ありがとうございます。二つあります。一つ目は、規制の評価を行う目的についてです。私の理解では、規制の目標がきちんと達成されているかどうかの評価されるべき事項であって、費用便益分析はそのための手段の一つにすぎません。いただいた資料だと、何だか費用便益分析が先走って書かれていて、本来書かれるべきである、規制によるその規制の目標の達成具合の評価という視点が抜けているような気がしました。この点については、少し書き加えるなどの対応をしたほうが良いという気がしました。

特に、規制の場合には、例えば所得の再分配そのものが目標というようなこともあり得ます。そうすると、ある特定の人にはプラスの効果が出るが、ほかの人にはマイナスの効果が出て、プラス・マイナスゼロとなることを目標とするというような政策があるかもし

れません。すると、単純計算すると便益ゼロになることがあり得てしまう。しかし、それでもお金をかけて規制を導入すべきというときに、費用便益分析だけで評価してしまうと、もしかすると、そういった規制が実行されなくなるおそれがあります。

それから、二つ目は、費用便益分析の使われ方についてです。便益をできるだけ金銭的な数値で評価すべきという点については、できるだけ客観的、科学的な評価をするという意味では妥当だと思うのですが、実際に計算をするとすぐ分かりますが、金銭的に評価できるものは限られていて、恐らく金銭的に評価できないもののほうが圧倒的に多くなると予想されます。その場合にいたずらに金銭的評価のできたものだけで費用便益分析をするとうがんだ評価が行われるおそれがある気がしています。算出された費用便益分析の結果に対して、どのような形で評価をするのか、特に定性的な評価と定量的な評価をどのように組み合わせて最終的な意思決定をするのかということについて、少し検討を加えていただけると私としてはありがたいと思いました。

以上でございます。

(谷藤部会長) どうもありがとうございます。

この点について、森田臨時委員から何かございますか。

(森田臨時委員) 今の加藤専門委員の2点目のことはおっしゃるとおりだと思います。そこは十分気をつけてやらなければいけないところで、定量化できるところだけを重視しますとかなりバイアスがかかってしまうということはそのとおりだと思います。1点目につきましては、これは、この書き方からそのように読めると言えばそうかと思いますが、基本的にこの規制をやる場合の有効性と、その費用対効果、効率性は両方とも評価の基準に入っていると思っておりますし、そもそも有効性があることが前提でコストがかかり過ぎるのではないとか、別なコストが出てくるのではないかということを考えているものですから、書かなくても当然だと考えたところはあるのかもしれません。ただ、これもおっしゃるとおりだと思います。

(谷藤部会長) 岸本専門委員、どうぞ。

(岸本専門委員) 今の加藤専門委員のお話、全くそのとおりだと思います。個人的には、僕は「費用便益分析」という言葉も要らないと思っていて、これは「影響評価」だと思っています。なので、コストとかベネフィット、それに限らず分配も含めてどんな影響があるかということをしてできる限り定量的に、できないものに関しては定性的に書きましょうということで、費用便益分析をしたい人がいたら、そのデータを使って勝手にやれる、その

ようなものが理想の規制影響評価だと、個人的にはそう思っています。ただ、定量的にできないものもあるのだよというのは、何かもう少し先の話で、まず費用ぐらひは定量的にちゃんとやれるよねと思っけていまして、費用に関しては最低限定量的にやる。

ベネフィット要素に関しては、現在、金銭価値化とか費用便益分析というものがちょっとしたハードルになっていて、その手前の定量的にする、例えばプラス・マイナスの影響を受ける事業所の数が何個あるか、それぐらひはある程度定量的にできると思うので、まずはそこまでやる。それを金銭価値化するのはもう一歩。あるいはこのぐらひ行政の時間がかかるとか、金銭化の手前のものは定量化できるだろうと思っけていて、実はアメリカの規制影響評価、もう30年以上歴史があるのですが、最初に導入されたときに費用便益分析を強調し過ぎて、その後、民主党政権になって非定量的な要素もちゃんと組み込めという形になり、費用便益分析というものからベネフィット要素がコスト要素をジャスティファイすればいいという文言に変わったという経緯があります。なので、便益の要素が費用の要素を説明できればいいと思っけていますので、そのような場合もジャスティファイというほうがいいかなと思っけています。

それから、1個前の田中委員の話でちょっと思っつけたのですが、規制緩和を事前評価する際の事後評価の話について、通常の規制強化でも一応5年後に見直すという条項を入れたりするので、規制緩和案件の規制影響評価書にも5年後にレビューするといった文言を入れるということは可能かと思っけています。どのようにやるか、誰が見るかというのはまた別問題と思っけていました。

以上です。

(谷藤部会長) どうもありがとうございます。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。藤井部会長代理、どうぞ。

(藤井部会長代理) 今の規制緩和の効果のような話は、この場でとりあげるべきなのかどうか。各府省がそれぞれ施策、もう少し大きい政策の一環としてやっている場合で、かなり効果があった場合などには宣伝もされていると思うのですね。ですから、この現在の規制の事前評価のガイドラインなどを拝見していますとかなり細かいし、基本的には事前ということで位置付けられているので、そのラインはそれでいいのではないかなと私は思っけています。

(谷藤部会長) そのほかにございせんか。岡会長のほうから何かございせんか。

(岡会長) 先ほど加藤専門委員や岸本専門委員もおっしゃいましたが、規制を新たに作

るときの事前評価において、この規制を入れるとどのような影響があるのかというような見方がございますが、その影響のプラス・マイナスは必ずトレードオフなのですね。

先ほどスプリンクラーの具体例を出していただきましたが、新たな規制を入れるということは、その規制が入らない状態がプラスの方とマイナスの方がいて、規制を入れることによってそれが変わるというような場合が多いのではないかなと思います。そうすると、プラス・マイナスを全部定量分析してやるのはなかなか難しいわけで、マイナスの影響が出てくるが、変えた後のプラスの影響も含めた総合的な評価をして、その規制を入れることによってどうなるのだということなのだろうと思うのですね。

この事前評価のときに、規制緩和をするという、今の規制をこう変えるというときは、対象にならないのですか。

(菅原政策評価課長) 規制緩和の場合も、それから規制を廃止する場合も評価の対象になります。

(岡会長) 入りますよね。規制を緩和することによって、どのような影響が出てくるのかということだと思いますので、私自身、規制改革をやっている、定量分析というのはなかなか難しいということを感じております。

今の規制をこのように変えることによってどのような影響があるのか。その影響が現在と比較して、国にとってと言うか、国民にとってと言いますか、どちらがいいのかという判断は、最終的には政治が行うということに多分なるのだろうと思います。

ただ、この政策評価審議会なり、政策評価制度部会の立場からすれば、事前評価がもっと効率的、効果的に行われるようにするためにはどうしたらいいかという形で分析していただいているわけですので、先ほど、費用便益分析という手法があまり前面に出てこないほうがいいよねという御意見がありました。それはそれでよろしいのかなとは思いました。

なお、規制の事前評価の対象は法律と政令ですが、その下には省令だとか、局長通達だとか課長通知なんていうものが多数あるわけですが、事前評価はそこまではやっていない。いわゆる一番上位の法令だけが対象でございます。さりとていろいろなものがありますから、先ほどの目標管理型の政策評価と同様であります。多少分類しながら対応していくということも必要なのかなとも思いました。

以上です。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

そのほか、委員のほうから何か御質問なり御意見ございませんでしょうか。牛尾委員、ありますか。

(牛尾委員) 意見というか感想なのですが、やはり規制というのは国民の権利や自由を制限し、かつ国民に義務を課すものであるという考え方をもう少し各省の御担当の方に徹底させたほうがいいのではないかというのを感想として持ちました。規制を導入、新設ないしは改廃する場合というのは、その過程なり、その内容が国民としてはブラックボックス化されてしまうのは非常に困るのではないかと思います。そのために事前評価はやはり必要なのだというロジックになるわけで、非常に業務としては煩雑でありご担当の方は負担であるかもしれませんが、規制の本質というものをぜひ忘れないでいただきたいということを感想として持ちました。

(谷藤部会長) どうもありがとうございます。

そのほか、御意見ございますか。

(岡会長) 1つ追加でいいですか。

(谷藤部会長) はい。

(岡会長) 先ほど田中委員のお話に対して岸本専門委員がコメントされたと思いますが、「規制レビューとの連携」についてお話させていただきます。規制改革会議では、昨年からは規制レビューをスタートして、今年はさらにその対象を拡大しようということを決めて今動いております。その中で、各府省みずから今現在の規制をどのように変えるべきかどうかというようなことを定期的にチェックしてもらおうということでございます。

先ほど岸本専門委員がおっしゃったように、法律のもとでは5年を見直し期間としてございますので、これは放っておいてもやらなければいけないわけですが、我々の規制レビューはその5年を待つことなく、対象を決めたら今すぐレビューしてもらって、その結果を出してもらおうという形で進めております。

ですから、事後評価の部分については、規制レビューという仕組みを規制改革会議のほうでやっておりますので、この政策評価審議会と規制改革会議、事前評価と事後評価のところの連携というのはある程度できるのかなという思いがいたしますので、御参考までに。

(谷藤部会長) どうもありがとうございました。

それでは、皆様から様々な御意見を頂きましたので、本日の意見も踏まえまして引き続き規制評価ワーキング・グループにおいて検討を重ねていただきたいと思います。今後、規制評価ワーキング・グループからの御報告を頂き、本部会で御審議いただきたいと思います。

ます。また、岡会長が規制改革会議の委員をやっておりますので、規制評価レビューとの連携という問題についても、広く議論していきたいと思っております。ありがとうございました。

続いて、本日の三つ目の議題に参りたいと思っております。その他となっておりますが、その他の中に2件の議題が入っております。一つは平成27年度における政策評価の点検の結果でございます。続いて政策評価ポータルサイトの利便性向上等についてでございます。この2件について、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。まず、最初には平成27年度の政策評価の点検でございます。よろしくお願いいたします。

(飯塚客観性担保評価推進室長) 承知しました。点検活動を中心に担当しております客観性担保評価推進室の飯塚と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。資料3を御覧いただきたいと思っております。この政策評価制度部会の第1回の際に谷藤部会長から、ワーキング・グループのテーマ以外の部分についても適時に報告するようという御指示があったと承知しております。この時間をお借りしまして近況を説明させていただきたいと存じます。

資料3の1ページでございます。この右下に書いてありますとおり、今現在、点検活動につきましては租税特別措置等に係る政策評価と公共事業評価についての点検活動をしております。まず、租税特別措置等に係る政策評価の点検について説明申し上げます。2ページを御覧いただきたいと存じます。租税特別措置等に係る政策評価の点検の全体の流れなどを表したのですが、今現在は平成28年度の各行政機関における税制改正要望に際して提出のありました租税特別措置等に係る政策評価書の点検をまさに実施してございます。今現在、相当の府省から約100件の政策評価書を事前、事後のものを含めてちょうだいしまして、その点検活動を実施してございます。

総務省行政評価局といたしましては、8月末の段階で評価書が上がってきておりますので、9月から有効性の観点を中心に、例えば資料3の2ページにしたためておりますように、租税特別措置等の新規要望の場合に達成目標が適切に設定されているのか、あるいは拡充や延長要望のような場合には適用数や適用額といったものが定量的に分析、説明されたものとなっているかなど政策評価の客観的、厳格な実施を担保するための点検活動を精力的に実施してございます。また、実施しました点検結果につきましては、この2ページの点検の流れにポンチ絵を書かせていただきましたが、税制改正作業にとって有用な情報となるように、税制当局に対しても点検結果につきまして情報提供をするとともに、評価書の提出のあった関係府省に対しましては点検の結果を通知しまして、最終的には10月末

に公表することにしております。

資料2の3ページの資料を見させていただきますと、これは昨年度の租税特別措置等の点検結果の一例でございます。これは適用額の偏りという観点での事例が紹介されていたものでございますが、不特定多数の適用を想定しながら、想定外の一部の企業のみが恩恵を受けていないか、関係府省に課題を指摘させていただくとともに、今後の税制改正作業において更なる検証が必要なものとして昨年度税制当局にも提供しているものでございます。この資料には検証の結果については書いてございませんが、昨年度の結果は税制当局の公表資料等によりますと、税制当局におきまして、租税特別措置等の効果が十分に期待できないことなどから、廃止や削減など総務省行政評価局の点検結果を参考に審査が進められまして、政策の見直しに直接反映されたものとなっていると承知してございます。

以上、本年度の租税特別措置に係る政策評価の点検活動につきましては、先ほども申し上げましたように10月の下旬の取りまとめに向けて、今、作業を加速化してございます。次回の政策評価制度部会、11月に予定されていると承知しておりますので、その場におきましては点検の結果につきまして、事後になりますが、報告をさせていただきたいと存じます。

次に、公共事業評価の点検について説明を簡単に申し上げます。資料3の4ページをお開きいただきたいと存じます。公共事業評価の点検の対象等について書いてございますが、4ページの上部の4つ目の丸につきましては、第2回政策評価制度部会の際に箕浦前政策評価課長から説明をしたときの資料の一部を抜粋しているものでございますが、行政評価局の現地調査機能を活用した情報の収集、分析、そして臨時委員、専門委員の方々の知見を活用した公共事業評価の課題の洗い出し等を整理しまして、平成28年度からはワーキング・グループの設置を念頭に活動することとしているところでございます。今現在、27年度の点検を実施しておりますが、点検に当たりまして本日御出席の白石臨時委員、加藤専門委員、本日、残念ながら欠席されておりますが、堤専門委員から情報収集に当たってのアプローチの観点や、こういった課題があるのか、それから、どのように進めたらいいのかなどなど、御指導を賜りながら情報収集の準備をして、今現在、11月までの間でございますが、行政評価局の現地調査機能、管区行政評価局等を活用しまして情報収集に努めているところでございます。

さて、今現在行っている点検活動につきましては、第2回政策評価制度部会でも箕浦前政策評価課長から御説明申し上げましたが、平成26年度まで年金記録確認業務を行って

た間におきましては、行政評価局の点検活動は現地調査機能を活用せず、本省において点検活動を実施してまいりました。そこで資料3の最後のページですが、こちらに掲げました例は、昨年度の点検結果の公表の一部でございます。この事例を御覧いただきますと、工業用水道事業の需要予測の根拠が不十分な例として総務省から指摘を申し上げたものでございます。点検の結果が右下でございますが、関係府省におきましては指摘を踏まえて事業主体、この場合は都道府県、富山県となるかと思いますが、事業主体に根拠を確認して必要に応じ、評価書の修正を行うこととしますという御回答をいただいたところまででございます。この点検を通じて一定の評価の質の向上には何らかの影響を及ぼしていると思いますし、また、この結果がしっかりと評価書の修正に結びついていけば、一定の効果があるとみられるものではないかと思っています。

現在、昨年度の当該点検結果につきましては、フォローアップをまだ行っておりませんが、実効性確保の観点から今現在行っている平成27年度の公共事業評価の点検の取りまとめと並行しましてフォローアップもしていきたいと思っているところでございます。この26年度の例を御覧いただきますとおり、事業主体に根拠を確認し、評価書の修正を行うという形になっていますので、26年度までの点検においては、具体的に総務省行政評価局におきまして事業主体から情報収集を行うというアプローチはとっておりませんでした。4ページに戻っていただきまして全体の流れをもう一度見ていただきますと、今現在行っております27年度の点検の流れについて、行政評価局におきましては現地調査機能を活用しまして、各評価主体や事業主体、すなわち国の出先機関や地方公共団体等から直接現場実態を情報収集する方法をとりまして、いわば政策評価書ができるまでのプロセスを含めた評価の実態というものを、現地調査機能を使って把握するという手法をとらせていただいております。

このような方法によって地域の実態を踏まえた評価を通じまして、本来、政策評価の目的である必要な事務事業の見直しや改善、その検討というものを促すような本質的な指摘ができないかということで、これまで地方を活用しての活動ができなかった経緯がありますが、先生方の御提言も踏まえまして地方を活用しつつ、今、これまでの点検の在り方を見直しながら取組を強化しているというのが現状でございます。このような点検活動や今現在いろいろ御議論がございますが、厳しい財政状況や人口減少社会というものへの対応が求められている中におきまして、これまでの我々の点検結果という経緯も含めまして、引き続き先生方の御指導を賜りながら事業の特性や地域の実態を踏まえまして公共事業評

価、あるいは手法というものについてどういった課題があるのかというものを、課題の洗い出しをするなどしてまいりたいと考えております。今後平成28年度の有益な御議論に資するよう、すなわち各府省にとっても必要だ、有益だと思われるような評価というものがどうあるべきなのかというようなものを見通しまして、27年度の点検活動の鋭意取りまとめ等を急ぎまして、今後の段取りにつきましても今後の政策評価制度部会において報告ができるように、お諮りいただけますように、努めてまいりたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度におけます政策評価の点検について、租税特別措置等に係る政策評価と公共事業評価の点検活動の取組状況の近況としての説明とさせていただきます。ありがとうございます。

(谷藤部会長) どうもありがとうございます。

もう1件ございます。政策評価のポータルサイトの利便性向上等の問題についても先に御報告いただきたいと思えます。二つの御報告をいただいた後で各委員から御意見をちょうだいしたいと思えます。それでは、ポータルサイトの利便性向上等の取組につきましても事務局からの説明をお願いいたします。

(菅原政策評価課長) 資料4を御覧ください。私どもは各府省の政策評価に関連する情報を一元的に提供するというを目的といたしまして、政策評価のポータルサイトというものを平成24年11月に総務省のホームページ上に開設しております。最近では、平成27年3月にサイトのリニューアルを行いまして、改善点と書いてございますが、極力1画面におさまるような表示をすとか、コンテンツとして目標管理型の政策評価以外の評価書についても掲載をすとか、新着情報をトップページの冒頭に掲載するといったような改善をしております。資料4の1ページの下部に実際の画面構成を載せておりますが、この画面構成の上方が政策評価ポータルサイトのトップページでございまして、ここで例えば総務省のところのメニューというところを開いていただきますと、左下のような表示が出てまいります。その一番上の政策体系というところを開きますと、御覧のように目標管理型の政策評価関係での事前分析表でありますとか、評価書でありますとか、行政事業レビューのレビューシートなども見られるような格好にしているところでございます。

資料4の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。当面の取組といたしまして、牛尾委員のお知恵もお借りいたしまして、更なる利便性の向上とサイトの周知を図っていきたいと考えております。利便性の向上につきましては、現状で情報量は一定水準に達しているのではないかと考えていますが、必ずしも使い勝手がいいものになっているかという点

は自信のないところでもございますので、これにつきましてはまずユーザーへのアンケートを実施しまして、どのような方がどれぐらいの頻度で使っているサイトであるのか、今後どのような点を改善してもらいたいのかといったようなことのアンケートをWeb上でやっていきたいと考えております。それからまた、できることから順次ということになりますが、今現在、サイトの利用方法の掲載ページが後ろのほうになっていて分からないというようなこともありますし、更新履歴についても載せられていないということもありますので、このようなものを掲載していきたいと思っております。

二つ目のサイトの周知でございますが、現在月間で約2,000件のアクセスがございます。私どもとしましてはTwitter等を活用して周知を行っていますが、まだまだ改善の余地があるということで、本日も配らせていただいておりますが、「ひょうちゃん」というマスコットキャラクターを例えば封筒や名刺などに使ったり、私どものほうで政策評価に関する統一研修というのを全国各地で実施しております、受講者は1,000人を超えるような研修でございますが、この際のテキストにも掲載したり、一般的ではありますが総務省の広報誌などにも掲載してサイトの周知を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

(谷藤部会長) どうもありがとうございました。

それでは、まず政策評価の点検、租税特別措置等、公共事業に関連いたしましては、白石臨時委員、加藤専門委員に部分的に御協力いただいておりますが、何か白石臨時委員、加藤専門委員のほうから補足はありますか。

(白石臨時委員) 公共事業評価は、来年度に向けてワーキング・グループを設置するというので、現在は準備段階にあります。事業の実施期間が長いという公共事業の特性を踏まえ、新規に始める事業の妥当性、あるいは今後も事業を継続していくかというのが議論のポイントになってくるかと思えます。少子高齢化が進行し日本の社会が大きく変わっていく中で、事前に行ってきた評価が、事後である現状とずれていないのか、ずれているとしたならば、それはどういったところに要因があるのかというのは一つのポイントだと思っております。今回、御説明の中でも何度かありました現場での情報収集というのは、特に事後評価に関して、現場からのヒアリングをすることによって情報を得ることで、公共事業の評価についての更なる改善を図っていきたいと私個人としても思っております。

以上です。

(谷藤部会長) どうもありがとうございました。

加藤専門委員のほうから何かございますか。

(加藤専門委員) まだ十分議論できていないのでこれからなのですが、私の印象としては、府省によって似たような事業でも違う評価方法がとられているということが多いようですので、府省横断で評価手法のチェックをかけつつ、全体として統一のとれた評価になるように検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

ポータルサイトの利用につきましては牛尾委員に御協力をお願いしておりました。何か補足的な説明はございますか。

(牛尾委員) 補足というわけではないですが、霞が関の府省でユーザーアンケートをやって、ホームページを変えようというのは初めてだと思いますので、どのような結果が出るか私ども非常に楽しみにしております。専門的なサイトであるわりには2,000人もアクセスしていたのだなというのは驚きました。

(谷藤部会長) よろしいでしょうか。

(牛尾委員) はい。

(谷藤部会長) それでは、様々な御報告ないし御意見を踏まえまして、各委員のほうから御意見なり御質問をいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(牛尾委員) 質問をよろしいですか。

(谷藤部会長) はい。牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 資料3の3ページのところで、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置ということで、10社が72.2億円優遇措置を受けているということは、1社当たり平均7.2億円という問題になってくるのですが、これは平成26年度にそうだったということで、この後何か、進展みたいなことはありますでしょうか。

(飯塚客観性担保評価推進室長) 失礼しました。お答え申し上げますと、昨年の租税特別措置等に係る政策評価の点検結果、まさに今から1年前の点検結果でございますので、我々としては、これについてのフォローアップというような形での活動は行っておりませんが、この事例についてももう少し解説しますと、左下に注書きで「租特透明化法に基づき把握される情報を記載」と書いてありまして、課題としています10社の適用額合計が8割を超えているという問題意識は、実は税制調査会における物差しに実際なっております。この租特透明化法に基づく情報といいますのは、財務省当局におきまして実態把握を行う

ことになっていまして、政府の中でも、いわゆる骨太の方針の中でもこういったものを活用しようということになっているものであったと承知しています。

そういった本来あるべきベースとといいますか、財務省や税制当局が作っているものというのは、まさに事業当局に対して直接とっている情報なので、開示されているものは具体名が書いてあるものではないものですから、上位10社でどの程度の割合というものは、それを引用しているというものです。租税特別措置等に係る政策評価の点検は、政府内で共有されているデータを使って租税特別措置の適用額が特定のものに偏っていることについて説明が十分されているのか、いないのか。されていないならば、こういったものをしっかりやるべきだということまでの指摘でございまして、牛尾委員の御関心の部分についてまでは把握はしてございません。

(谷藤部会長) 牛尾委員、何かありますか。

(牛尾委員) 大体、不特定多数の適用を想定しているということは、大企業に使ってもらう税制優遇措置ではなくて中小企業対象だったのではないかと私は思っていたのですが。実はそれがあある意味で大企業だけに使われてしまったというのは、外からのアバウトな感想で申しわけないのですが、せっかく政府も仕事と家庭の両立支援にしっかりと取組もうとしたものが、このような結果になり、税制の優遇措置の悪用とまではいきませんが、非常に残念なことに思われます。例えばこれが単年度だけならばよいのですが、このまま続いていくと、どのようなことになるのだろうかというのは思います。

(飯塚客観性担保評価推進室長) 分かりました。もう1点、今、疑念も生じているところがあるかもしれませんが、我々の点検活動につきましては当然、その点検結果を各行政機関にフィードバックしますと同時に、税制当局に対して有用なものを提供する。これが有用かどうかという部分が論点かもしれませんが、この点につきまして説明の中で若干丸めて説明申し上げてしまい、また、ここでは表記していないのですが、税制当局における公表の中におきましては、この評価局の点検結果も参考にして結論を導いているというのは承知していまして、それは公表されています。

それはどのように書かれているかと申しますと、牛尾委員の御指摘の資料3の3ページの右側の方の事例につきましては、税制当局では総務省の点検結果を参考に査定に反映しまして、関係の投資対象資産を削減しますというふうに書かれていますので、そこで何らかの税制当局の御判断で、この事業の見直しと申しますか、削減という形になっていると承知しています。左側の方の障害者の「働く場」に対する発注促進税制については、これ

は廃止になっていると承知しております。そのような面では、我々は結果までは、このタイミングでは分からないわけなのですが、我々もいろいろと多角的な点検項目で点検しており、それに基づいて参考になるものということで提供しているつもりでございまして、それについて活用はされているということではないかと思っています。

(牛尾委員) ありがとうございます。

(谷藤部会長) そのほかの委員からの御質問等はございますか。岸本専門委員、どうぞ。

(岸本専門委員) 思いつきで、ポータルサイトと直接関係あるかどうか分からないのですが、政策評価のキッズ向けのサイトとか、高校生向けのサイトとか、そのようなものは今あるのでしょうか。もし、このキャラクターがあって広めたいのであれば、キッズ向けというか、少なくとも中学生、高校生向けのサイトがあって、そのくらいの年齢から政策評価の重要性などを学んでもらうような、例えば夏休みの課題みたいなのに政策評価を取り上げる学生がいてもいいと思うので、そのようなものもあっていいかと思いました。

(牛尾委員) すごくいい御意見だと思います。

(菅原政策評価課長) 記憶が定かではないのですが、総務省のキッズ向けのページというのは多分あるとは思いますが、政策評価に関して載っているかというのと、載っていないと思いますので、いろいろ工夫できるものがあるかどうか考えたいと思います。どうもありがとうございます。

(飯塚客観性担保評価推進室長) 補足しますと、総務省の中で行政評価局には政策評価推進、行政評価局調査、行政相談の3つの機能がございしますが、そのうち行政相談では私もコーナーを見たことがあり、キッズコーナーというのがあったと承知しておりますが、政策評価推進については無いものと記憶しております。

(谷藤部会長) では、藤井部会長代理、どうぞ。

(藤井部会長代理) 2点ございまして、1点は確認なのですが、資料3の3ページは、この数字自体は租特透明化法のほうから来ていて公表されているものという理解でよろしいでしょうか。

(飯塚客観性担保評価推進室長) そうでございます。

(藤井部会長代理) そのような現状があるものについて、では、それをジャスティファイする十分な説明が与えられているかというところを点検されて、ないものを特に指摘して点検活動とされていたという理解ですよね。

(飯塚客観性担保評価推進室長) はい、この件についてはそのような御理解で間違いあ

りません。

(藤井部会長代理) これ自体を総務省が調べられているということではないということだと思いますので確認をさせてください。

(飯塚客観性担保評価推進室長) 総務省が調べているものではございません。

(藤井部会長代理) もう一点はポータルサイトのほうでございますが、ユーザーアンケートをされるということで、まさにポータルサイトや、こういったデータ提供をメンテナンスしていくということにもコストがかかっていると思いますので、そのコストに見合う利用が促されるようにしていただければと思います。

そのユーザーというのは、どのあたりを想定しているのか、研修に来られていろいろなことについての情報を求められている行政機関の周辺の人なのか、もっと一般的なところを対象にされているのかというようなこともだんだん明らかにする、あるいは目標、ターゲットを絞るということも、いずれ必要になるかもしれないと思うのですが、アンケートなり、いろいろな情報を踏まえた結果、総務省としてどのように使ってほしいかということをごひさらに詰めていただきたいと思います。例えば、行政評価局としてはどのようにサイトを活用できるのか、普通の国民が、研究者が、あるいは自治体関係者がなど、いろいろあると思うのですが、サイトができてどう使われるようにしていくかというのは、また次の段階の課題かとも思いますので、アンケートの結果を踏まえてぜひその後をさらにターゲットングして行って、うまく使われるように工夫していただければと思います。

(谷藤部会長) 御意見としてお伺いいたしておきます。

では、会長のほうから何かございますか。

(岡会長) 先ほどどなたかもおっしゃったのですが、行政評価局、現地の管区支局を活用して現場の情報を収集するということが大変すばらしいことだと思います。私は常々、霞が関と地方の縦のラインがちょっと薄くなっているのではないかとことを危惧しておりまして、このような形で霞が関と管区支局が連携して、現場の情報を収集して評価に役立てていくということは大変すばらしいと思います。ぜひ続けてほしいと思います。

(谷藤部会長) そのほかに御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の議題に関する議論はこれで終わりたいと思います。本日の審議は以上ということになります。

最後になりますが、次回以降の審議日程について事務局から説明をお願いいたします。

(川村企画官) 事務局から説明します。お手元の資料5を御覧ください。次回以降の審

議日程ということで、次回は11月17日でございます。政策評価審議会と政策評価制度部会の合同での開催を予定いたしております。それ以降につきましては年明けの1月19日、これは政策評価制度部会単独になります。その次が2月23日、また、政策評価審議会と政策評価制度部会の合同開催を予定いたしております。

以上でございます。

(谷藤部会長) ありがとうございます。

次回以降の審議日程について、各委員の方々に予定を組み込んでいただきたいと思えます。先ほどのワーキング・グループ等々につきましては、暫時いろいろな会を開催しており、その間にいろいろ委員の方々に御足労願いまして大変お忙しいスケジュールをこなしていただいております。今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

以上をもちまして第3回の政策評価審議会政策評価制度部会を閉会したいと思います。皆様、お忙しい中、今日は朝早くから出席いただきまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。終わりたいと思えます。